

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

条 例

- 条例第6号 宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…2
- 条例第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例……………（総務課）…2
- 条例第8号 宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例……………（消防総務課）…3
- 条例第9号 宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例……………（建築指導課）…3
- 条例第10号 宇治市公共下水道条例の一部を改正する条例……………（上下水道総務課）…22
- 条例第11号 宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例……………（保育支援課）…22
- 条例第12号 宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………（保育支援課）…25
- 条例第13号 宇治市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………（長寿生きがい課）…26
- 条例第14号 宇治市介護保険条例の一部を改正する条例……………（介護保険課）…26
- 条例第15号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………（国民健康保険課）…26
- 条例第16号 宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例……………（学校教育課）…27
- 条例第17号 宇治市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例……………（学校改革推進課）…27
- 条例第18号 宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例……………（人事課）…27
- 条例第19号 宇治市職員旅費条例の一部を改正する条例……………（人事課）…28
- 条例第20号 宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………（消防総務課）…31
- 条例第21号 宇治市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例……………（議会事務局）…31
- 条例第22号 宇治市市税条例の一部を改正する条例……………（税務課）…32

告 示

- 告示第43号 指定居宅介護支援事業所の指定……………（介護保険課）…33
- 告示第44号 令和7年度一般廃棄物処理実施計画……………（まち美化推進課）…33
- 告示第45号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…40
- 告示第46号 令和7年度固定資産の価格等の登録……………（税務課）…40
- 告示第49号 指定居宅介護支援事業所の指定……………（介護保険課）…41
- 告示第50号 指定地域密着型サービス事業者の廃止……………（介護保険課）…41
- 告示第51号 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示の一部改正……………（危機管理室）…41

公 告

- 公告第12号 地域農業経営基盤強化促進計画……………（農林茶業課）…41
- 公告第18号 道路の位置の指定変更……………（建築指導課）…41

監 査 委 員

- 公表第6号 定期監査の結果の報告……………41
- 公表第7号 財政援助団体等監査の結果の報告……………42

条 例

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第6号

宇治市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項各号列記以外の部分中「、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第7項本文中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第8項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第12項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第7項及び第8項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条第11項（第4号に係る部分に限り、宇治市職員の退職手当に関する条例第10条第15項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した同条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（揭示済）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第7号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正）

第1条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和26年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「または」を「又は」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（宇治市職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（宇治市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第4条 宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年宇治市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第5条 宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（宇治市ラブホテル建築等規制条例の一部改正）

第6条 宇治市ラブホテル建築等規制条例（昭和59年宇治市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例の一部改正）

第7条 宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例（平成20年宇治市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第68条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、同条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第69条の見出しを削る。

（宇治市暴力団排除条例の一部改正）

第8条 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（宇治市いじめ調査委員会設置条例の一部改正）

第9条 宇治市いじめ調査委員会設置条例（平成26年宇治市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（宇治市いじめ再調査委員会設置条例の一部改正）

第10条 宇治市いじめ再調査委員会設置条例（平成26年宇治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（宇治市行政不服審査会設置条例の一部改正）

第11条 宇治市行政不服審査会設置条例（平成28年宇治市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第12条 宇治市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第14項から第17項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

第13条 宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例（令和5年宇治市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

（宇治市職員の給与に関する条例及び宇治市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の宇治市職員の給与に関する条例第17条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定並びに第3条の規定による改正後の宇治市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに宇治市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（揭示済）

宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第8号

宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年宇治市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中「

30年以上
円
979,000
909,000
849,000
809,000
734,000
689,000

」を

30年以上
円
979,000
909,000
849,000
809,000
734,000
689,000

」

「

30年以上35年未満	35年以上
円	円
979,000	1,079,000
909,000	1,009,000
849,000	949,000
809,000	909,000
734,000	834,000
689,000	789,000

」に改める。

30年以上35年未満	35年以上
円	円
979,000	1,079,000
909,000	1,009,000
849,000	949,000
809,000	909,000
734,000	834,000
689,000	789,000

」

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年3月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第9号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年宇治市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料のうち、建築関係の事務の手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（手数料を徴収する事務及び手数料の額）

第2条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）の規定に基づく事務については、別表第1に掲げる手数料を徴収する。

2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）の規定に基づく事務については、別表第2に掲げる手数料を徴収する。

3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「都市低炭素化法施行規則」という。）の規定に基づく事務については、別表第3に掲げる手数料を徴収する。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「省エネ法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省エネ法施行規則」という。）の規定に基づく事務については、別表第4に掲げる手数料を徴収する。

第4条中「、確認申請手数料、計画通知手数料、完了検査申請手数料、完了検査通知手数料、中間検査申請手数料及び中間検査通知手数料」を「、手数料」に改める。

別表第1の備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

事務				手数料の額（1件につき）
(1) 建基法				
第6条第1項（建基法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する確認の申請に対する審査又は建基法第18条第2項（建基法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知に対する審査	ア	イに掲げる場合以外の場合		
		建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	9,800円
		建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	17,000円
		建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	19,000円
		建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	32,000円
		建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	54,000円
		建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	60,000円
		建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	41,000円
		建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	62,000円
		建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	

		に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	
	建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの		69,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	68,000円
の	必要としな	建基令第46条第4項に規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの	84,000円
	いもの		
	建基法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準に適合するかどうかの審査を必要とするもの		94,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの			94,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの			166,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			227,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの			405,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの			541,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの			722,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの			1,162,000円
イ 省エネ法施行規則第2条第1項に規定する特定建築行為（同項第1号の特定建築行為に限る。）に係る審査（建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ法第11条第1項又は第12条第2項			

	の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下同じ。）における適合性審査を除く。）を要する場合は、アに掲げる事務に応じて定める額に、次の（ア）又は（イ）に掲げる床面積の合計の区分に応じ、当該（ア）又は（イ）に定める額を加算した額				用する場合は、１１ ９，５２０円）を加 算した額
	㊦ 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）			床面積が１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、１の建築物ごとに １９８，８８０円（ 認定プログラムを使用 する場合は、１３ １，７３０円）を加 算した額
	床面積が２００平方メートル以内のもの	１５，０００円			
	床面積が２００平方メートルを超えるもの	１６，０００円			
	㊧ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）			床面積が２，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、１の建築物ごとに ２３７，６４０円（ 認定プログラムを使用 する場合は、１４ ９，５００円）を加 算した額
	床面積が３００平方メートル以内のもの	２７，０００円			
	床面積が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	４２，０００円			
	床面積が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	６６，０００円			
	床面積が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	８６，０００円			
	床面積が１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの	１７９，０００円			
	床面積が２５，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のもの	３３０，０００円			
	床面積が５０，０００平方メートルを超えるもの	６３１，０００円			
(2) 建基法第６条の３第１項又は第１８条第５項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する建築物に関する審査	床面積が２００平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、１の建築物ごとに １２５，４１０円（ 建基法第２０条第１ 項第２号イ又は第３ 号イに規定する国土 交通大臣の認定を受 けたプログラム（以 下この号において「 認定プログラム」と いう。）を使用する 場合は、９４，９９ ０円）を加算した額			
	床面積が２００平方メートルを超え５００平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、１の建築物ごとに １４９，９４０円（ 認定プログラムを使用 する場合は、１０ ７，２００円）を加 算した額			
	床面積が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	前号に規定する額に、１の建築物ごとに １７４，３５０円（ 認定プログラムを使			
			(3) 建基法第８条の４において準用する建基法第６条第１項、第３項若しくは第４項の規定による建築設備に関する確認の申請に対する審査又は建基法第８条の４において準用する建基法第１８条第２項の規定による建築設備に関する計画の通知に対する	建築設備を設置する場合（次に掲げる場合を除く。）	２３，０００円
				建基法第８条の４において準用する建基法第６条第１項、第３項若しくは第４項の規定による確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	１６，０００円

審査					平方メートル以内のもの	
(4) 建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	工作物を築造する場合（次に掲げる場合を除く。）	37,000円			床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	893,000円
第1項若しくは第2項において準用する建基法第6条第1項の規定による工作物に関する確認の申請に対する審査又は建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第18条第2項の規定による工作物に関する計画の通知に対する審査	建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証の交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	26,000円			イ 省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は省エネ法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る完了検査を要する場合は、アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、次の（ア）から（エ）までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（エ）までに定める額（（ア）から（エ）までの複数の区分に該当する部分がある場合はそれぞれの区分に応じた額を合算した額）を加算した額	
					㊦ 一戸建ての住宅の住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第2項の住宅部分をいう。以下同じ。）の床面積の合計	
					200平方メートル以内のもの	8,400円
					200平方メートルを超えるもの	9,200円
					㊧ 共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	
					300平方メートル以内のもの	17,000円
					300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
					2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	53,000円
					5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	79,000円
					10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	142,000円
					25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	242,000円
					50,000平方メートルを超えるもの	426,000円
					㊨ 工場等（基準省令第10条第1号に規定する工場等をいう。以下同じ。）の用途に供する部分の床面積の合計	
					300平方メートル以内のもの	17,000円
					300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	24,000円
					1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	34,000円
					2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円
					5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	131,000円
					10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	162,000円
(5) 建基法第7条第1項の規定による建築物に関する完了検査の申請に対する検査又は建基法第18条第2項の規定による建築物に関する完了検査の通知に対する検査（第8号に規定するものを除く。）	ア イに掲げる場合以外の場合					
第7条第1項の規定による建築物に関する完了検査の申請に対する検査又は建基法第18条第2項の規定による建築物に関する完了検査の通知に対する検査（第8号に規定するものを除く。）	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	18,000円				
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	37,000円				
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	42,000円				
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	67,000円				
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	120,000円				
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	179,000円				
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	273,000円				
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	384,000円				
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	478,000円				

	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	202,000円	する完了の通知に対する検査（建基法第7条の3第5項又は建基法第18条第30項の規定による中間検査合格証の交付を受けた建築物に係るものに限る。）	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	169,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	280,000円		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	263,000円
	(4)（ア）から（ウ）まで以外の部分の床面積の合計			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	374,000円
	300平方メートル以内のもの	44,000円		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	468,000円
	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	57,000円		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	883,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	75,000円		イ 省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は省エネ法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る完了検査を要する場合は、アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める額に、次の（ア）から（エ）までに掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（エ）までに定める額（（ア）から（エ）までの複数の区分に該当する部分がある場合はそれぞれの区分に応じた額を合算した額）を加算した額	
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	121,000円		(7) 一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計	
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	158,000円		200平方メートル以内のもの	8,400円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	190,000円		200平方メートルを超えるもの	9,200円
	25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	223,000円		(4) 共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	
(6) 建基法第87条の4において準用する建基法第7条第1項の規定による建築設備に関する完了検査の申請に対する検査又は建基法第87条の4において準用する建基法第18条第20項の規定による建築設備に関する完了の通知に対する検査				300平方メートル以内のもの	17,000円
				300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
(7) 建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第7条第1項の規定による工作物に関する完了検査の申請に対する検査又は建基法第88条第1項若しくは第2項において準用する建基法第18条第20項の規定による工作物に関する完了の通知に対する検査				2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	53,000円
				5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	79,000円
(8) 建基法第7条第1項の規定による建築物に関する完了検査の申請に対する検査又は建基法第18条第20項の規定による建築物に関する完了検査の申請に対する検査	ア イに掲げる場合以外の場合			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	142,000円
	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	16,000円		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	242,000円
		36,000円		50,000平方メートルを超えるもの	426,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	41,000円		(6) 工場等の用途に供する部分の床面積の合計	
		65,000円		300平方メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの			300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	24,000円
(8) 建基法第7条第1項の規定による建築物に関する完了検査の申請に対する検査又は建基法第18条第20項の規定による建築物に関する完了検査の申請に対する検査	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	34,000円
				2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,000円

	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内 のもの	131,000円		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	433,000円
	10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	162,000円		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	757,000円
	25,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内のもの	202,000円		10 建基法第7条の6第1項第1号若しくは 第2号（これらの規定を建基法第87 条の4又は第88条第1項若しくは第2 項において準用する場合を含む。）又は 建基法第18条第38項第1号若しくは 第2号（これらの規定を建基法第87条 の4又は第88条第1項若しくは第2項 において準用する場合を含む。）の規定 による仮使用の認定の申請に対する審査	120,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	280,000円		11 建基法第43条第2項第1号の規定に よる建築の認定の申請に対する審査	27,000円
	㌦ （ア）から（ウ）まで以外の部分の床面積の合 計			12 建基法第43条第2項第2号の規定に よる建築の許可の申請に対する審査	33,000円
	300平方メートル以内のもの	44,000円		13 建基法第44条第1項第2号の規定に よる建築の許可の申請に対する審査	33,000円
	300平方メートルを超え1, 000平方メートル以内のもの	57,000円		14 建基法第44条第1項第3号の規定に よる建築の認定の申請に対する審査	27,000円
	1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内の もの	75,000円		15 建基法第44条第1項第4号の規定に よる建築の許可の申請に対する審査	160,000円
	2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の もの	121,000円		16 建基法第47条ただし書の規定による 建築の許可の申請に対する審査	160,000円
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内 のもの	158,000円		17 建基法第48条第16項第1号 に該当する場合 第1項か 第14 項まで（ これらの 規定を建 基法第8 7条第2 項若しく は第3項 又は第8 8条第2 項におい て準用す る場合を 含む。） の規定の ただし書 の規定に よる建築 等の許可 の申請に 対する審 査	120,000円 160,000円 180,000円
	10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内 のもの	190,000円		18 建基法第51条ただし書（建基法第8 7条第2項若しくは第3項又は第88条 第2項において準用する場合を含む。） の規定による特殊建築物等の敷地の位置 の許可の申請に対する審査	160,000円
	25,000平方メートルを超え 50,000平方メートル以内 のもの	223,000円			
	50,000平方メートルを超え えるもの	289,000円			
9) 建基法 第7条の 3第1項 の規定に よる建築 物に関す る中間検 査の申請 に対する 検査又は 建基法第 18条第 28項の 規定によ る建築物 に関する 特定工程 に係る工 事の終了 の通知に 対する検 査	床面積の合計が30平方メー トル以内のもの	16,000円			
	床面積の合計が30平方メー トルを超え100平方メートル以 内のもの	35,000円			
	床面積の合計が100平方メー トルを超え200平方メートル 以内のもの	39,000円			
	床面積の合計が200平方メー トルを超え500平方メートル 以内のもの	56,000円			
	床面積の合計が500平方メー トルを超え1,000平方メー トル以内のもの	104,000円			
	床面積の合計が1,000平方 メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	165,000円			
	床面積の合計が2,000平方 メートルを超え5,000平方 メートル以内のもの	231,000円			
	床面積の合計が5,000平方 メートルを超え10,000平 方メートル以内のもの	268,000円			

(19) 建基法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円	(36) 建基法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
(20) 建基法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円	(37) 建基法第68条の3第7項（建基法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の用途地域に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
(21) 建基法第53条第4項又は第5項の規定による建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	33,000円	(38) 建基法第68条の4の規定による建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
(22) 建基法第53条第6項第3号の規定による建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	33,000円	(39) 建基法第68条の5の2の規定による建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
(23) 建基法第53条の2第1項第3号又は第4号（建基法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	160,000円	(40) 建基法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
(24) 建基法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円	(41) 建基法第68条の5の5第1項の規定による建築物の容積率又は同条第2項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
(25) 建基法第55条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円	(42) 建基法第68条の5の6の規定による建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
(26) 建基法第55条第4項各号の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円	(43) 建基法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(27) 地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の44により読み替えて適用する建基法第55条第4項第2号の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円	(44) 建基法第85条第7項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	160,000円
(28) 建基法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	160,000円	(45) 建基法第85条第7項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	160,000円
(29) 建基法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円	(46) 建基法第86条第1項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	78,000円
(30) 建基法第57条の4第1項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円	(47) 建基法第86条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(31) 建基法第58条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円	(48) 建基法第86条第3項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(32) 建基法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円	(49) 建基法第86条第4項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(33) 建基法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円	(50) 建基法第86条第5項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(34) 建基法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円	(51) 建基法第86条第6項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(35) 建基法第68条の3第1項の規定による建築物の容積率、同条第2項の規定による建築物の建蔽率又は同条第3項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円	(52) 建基法第86条第7項の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円

規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	の増築等の許可の申請に対する審査		
(48) 建基法第86条第3項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の数が2以下である場合 建築物の数が3以上である場合	220,000円 220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	(52) 建基法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査	建築物（建基法第86条の2第3項に規定する新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合	220,000円 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
(49) 建基法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合	220,000円 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	(53) 建基法第86条の5第1項の規定による一敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査		6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
(50) 建基法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	建築物（建基法第86条の2第1項に規定する新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合	78,000円 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	(54) 建基法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		27,000円
(51) 建基法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物	建築物（建基法第86条の2第1項に規定する新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合 建築物の数が2以上である場合	220,000円 220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	(55) 建基法第86条の8第1項の規定による工事の全体計画の認定の申請に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	19,000円 60,000円 69,000円 94,000円 166,000円 227,000円 405,000円 541,000円 722,000円 1,162,000円

(56) 建基法第86条の8第3項（建基法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	19,000円	(58) 建基法第87条の3第6項の規定による興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査	使用期間が3月以内である場合	60,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	60,000円		使用期間が3月を超える場合	120,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	69,000円		(59) 建基法第87条の3第7項の規定による特別興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査	160,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	94,000円			
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	166,000円		(60) 建基令第137条の12第6項又は第7項の規定による既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	227,000円			
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	405,000円		(61) 建基令第137条の16第2号の規定による既存建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	541,000円			
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	722,000円				
(57) 建基法第87条の2第1項の規定による工事の全体計画の認定の申請に対する審査	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,162,000円	別表第1の備考第1項各号列記以外の部分中「第1号」を「第1号ア」に改め、「の各号」を削り、「、当該各号」を「、それぞれ次」に改め、同項第1号中「次号」を「(2)及び(3)」に改め、同項第2号中「確認を受けた建築物又は計画通知に係る」を「確認済証（建基法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証をいう。以下同じ。）の交付を受けた」に改め、同項に次の1号を加える。		
	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	19,000円	(3) 既存の建築物を増築し、当該増築する部分と一の建築物となる場合 当該増築する部分の床面積に、既存の建築物の床面積の2分の1（当該増築する部分の床面積を超える場合にあっては、当該増築する部分の床面積）を加えた床面積		
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	60,000円	別表第1の備考第3項各号列記以外の部分中「第44号から第47号」を「第55号から第57号」に改め、「の各号」を削り、「、当該各号」を「、それぞれ次」に改め、同項第1号中「次号」を「(2)」に改め、同項を同表の備考第4項とし、同表の備考第2項各号列記以外の部分中「第1号の2」を「第2号」に改め、「の各号」を削り、「、当該各号」を「、それぞれ次」に改め、同項第1号中「建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合」を「建築する場合（移転する場合を除く。）」に改め、同項第3号中「確認を受けた建築物又は計画通知に係る」を「確認済証の交付を受けた」に、「第1号」を「(1)又は(2)」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「確認を受けた建築物又は計画通知に係る」を「確認済証の交付を受けた」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。		
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	69,000円	(2) 構造計算適合性判定に係る建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 構造計算適合性判定に係る建築物ごとに、移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替に係る建築物の床面積の2分の1		
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	94,000円	別表第1の備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。		
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	166,000円	2 第1号イに規定する床面積は、省エネ法施行規則第2条第1項第1号に掲げる基準への適合性の審査を必要とする部分の床面積とする。		
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	227,000円	別表第1の備考に次の1項を加える。		
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	405,000円		
床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		541,000円			
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの		722,000円			
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,162,000円			

5 第1号の確認の申請又は計画の通知に対する審査において、当該確認の申請又は計画の通知に係る計画にエレベーター又はエスカレーターに係る部分が含まれている場合の手数料は、事務の区分に応じ、同号に掲げる額にエレベーター又はエスカレーター1基につき23,000円（確認済証の交付を受けたエレベーター又はエスカレーターの計画を変更してエレベーター又はエスカレーターを設置する場合は、1基につき16,000円）を加えた額とする。

別表第2中

「 手数料の種類 」 に	
手数料の種類	手数料の額
「 事務 」	手数料の額（1件につき）

改め、同表第1号中「新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅法第5条第1項から第4項まで（長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による長期優良住宅建築等計画（長期優良住宅法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）の認定の申請に対する審査」に改め、「（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）」を削り、「又は」を「若しくは」に、「（以下この）を「又はこれらの写し（以下この）に改め、「（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）」を削り、同表第2号中「既存住宅の増築若しくは改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料又は既存住宅に係る長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料」を「長期優良住宅法第5条第5項（長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅法第5条第6項（長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第7項（長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による長期優良住宅維持保全計画（長期優良住宅法第5条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画をいう。以下同じ。）の認定の申請に対する審査」に改め、同表第3号中「建築基準関係規定適合審査を受けるよう併せて申し出る」を「長期優良住宅法第6条第2項（長期優良住宅法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査」に、「第1号に」を「第1号アに」に改め、「（構造計算適合性判定を要する建築物である場合は、別表第1第1号の2に規定する額）」を削り、同表第4号中

「 」 を「 」 に	
(4) 譲受人を決定した場合に係る認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	(4) 長期優良住宅法第9条第1項又は第3項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

改め、同表第5号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画」に、「承認申請手数料」を「承認の申請に対する審査」に改め、同表第6号中

「 」 を「 」 に	
(6) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の	(6) 長期優良住宅法第18条第1項の規定による住宅の容積率の特例

延べ面積の敷地面積に対する割合の特例許可申請手数料	に関する許可の申請に対する審査
---------------------------	-----------------

改め、同表の備考各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「、当該各号」を「、それぞれ次」に改め、同表の備考第1号中「次号」を「②」に改め、同表の備考第2号中「の変更をして建築物を建築する」を「又は長期優良住宅維持保全計画を変更する」に、「の変更」を「又は長期優良住宅維持保全計画の変更」に改め、同表の備考に次の2項を加える。

2 構造計算適合性判定を要する建築物における第3号に規定する手数料の額は、第1号及び第2号に規定する額に、別表第1第2号に規定する額を加算した額とする。この場合において、同号中「前号」とあるのは、「前号ア」とする。

3 第3号の長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査において、当該申請に係る計画に、エレベーター又はエスカレーターに係る部分が含まれている場合の手数料は、同号に掲げる額にエレベーター又はエスカレーター1基につき23,000円（認定（長期優良住宅法第5条第6項及び第7項に規定する認定を除く。）を受けたエレベーター又はエスカレーターの計画を変更してエレベーター又はエスカレーターを設置する場合は、1基につき16,000円）を加えた額とする。

別表第3の備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第2条関係）

事務			手数料の額（1件につき）
(1) 一戸建ての住宅に係る都市低炭素化法第5条第3項の規定による低炭素建築物新築等計画（同項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。）の認定の申請若しくは	省エネ誘導仕様基準（基準省令第10条第2号イ②及びロ②に規定する基準をいう。以下同じ。）に適合させる場合	200平方メートル以内のもの 200平方メートルを超えるもの	20,000円 21,000円
	誘導仕様・計算併用法（基準省令第10条第2号イ②及びロ①に規定する基準をいう。以下同じ。）により評価する場合	200平方メートル以内のもの 200平方メートルを超えるもの	41,000円 42,000円
	適合証（都市低炭素化法第54条第1項第1号の基準に適合することを登録住宅性能評価機関又は省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が証する書類をいう。次号及び第3号アにおいて同じ。）が添付されている場合	その他の場合	5,300円 55,000円

く。）又は都市低炭素化法施行規則第46条の2の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査		トル以内のもの		していることを証する書面の交付の申請に対する審査		方メートル以内のもの	
		200平方メートルを超えるもの	56,000円			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	898,000円
(2) 一戸建ての住宅以外の建築物（当該建築物が住宅の用途のみ）に供されるものである場合に係る都市低炭素化法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の申請若しくは都市低炭素化法第55条第1項の規定による低炭素計画の変更に認定の申請（第4号に規定するものを除く。）又は都市低炭素化法施行規則第46条の2の規定による軽微な変更に該当	全ての住戸を省エネ誘導仕様基準に適合させる場合（共用部分の評価を行わない場合に限る。）	300平方メートル以内のもの	37,000円	適合証が添付されている場合		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,382,000円
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	65,000円			50,000平方メートルを超えるもの	2,110,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	118,000円		適合証が添付されている場合	300平方メートル以内のもの	11,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	178,000円			300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	23,000円
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	316,000円			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	51,000円
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	538,000円			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	92,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	948,000円			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	137,000円
						25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	208,000円
						50,000平方メートルを超えるもの	317,000円
	全ての住戸を誘導仕様・計算併用法により評価する場合（共用部分の評価を行わない場合に限る。）	300平方メートル以内のもの	101,000円		その他の場合	300平方メートル以内のもの	139,000円
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	208,000円			300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	290,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	391,000円			2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	541,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平	557,000円			5,000平方メートルを超え10,000平	768,000円

		方メートル以内のもの			市低炭素化法施行規則第46条の2の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	もの	
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1,245,000円			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	557,000円
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,921,000円			10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	898,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	2,937,000円			25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,382,000円
(3) 一戸建ての住宅以外の建築物（当該建築物が住宅の用途のみに供されるものである場合を除く。）のうち建築物全体又は住宅の用途に供する部分若しくは非住宅部分に係る都市低炭素化法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請若しくは都市低炭素化法第55条第1項の規定による低炭素計画の変更の認定の申請（第4号に規定するものを除く。）又は都	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額	ア 住宅の用途に供する部分の床面積の合計				適合証が添付されている場合	50,000平方メートルを超えるもの
	全ての住戸を省エネ誘導仕様基準に適合させる場合（共用部分の評価を行わない場合に限る。）	300平方メートル以内のもの	37,000円				300平方メートル以内のもの
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	65,000円				300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	118,000円				2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	178,000円				5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	316,000円				10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	538,000円				25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの
		50,000平方メートルを超えるもの	948,000円				50,000平方メートルを超えるもの
	全ての住戸を誘導仕様・計算併用法により評価する場合（共用部分の評価を行わない場合に限る。）	300平方メートル以内のもの	101,000円			その他の場合	300平方メートル以内のもの
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	208,000円				300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	391,000円				2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

	もの			条第１項第１号の基準に適合することを登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類をいう。）が付されている場合	３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１９，０００円
	５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの				１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	３１，０００円
	１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの	１，２４５，０００円			２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	９２，０００円
	２５，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のもの	１，９２１，０００円			５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	１４５，０００円
	５０，０００平方メートルを超えるもの	２，９３７，０００円			１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの	１８３，０００円
イ ア以外の部分の床面積の合計				その他の場合	２５，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のもの	２２９，０００円
誘導モデル建物法（基準省令第１０条第１号イ(2)及びロ(2)（工場等にあつては、同号ロ(2)）の規定により評価する方法をいう。以下同じ。）により評価する場合	３００平方メートル以内のもの	１３４，０００円			５０，０００平方メートルを超えるもの	３２１，０００円
	３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	１５５，０００円			３００平方メートル以内のもの	３５９，０００円
	１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１９０，０００円			３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のもの	４０５，０００円
	２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	３３３，０００円			１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	４８５，０００円
	５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	４２０，０００円			２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	７８０，０００円
	１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のもの	５３２，０００円			５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のもの	９３０，０００円
	２５，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートル以内のもの	６００，０００円			１０，０００平方メートルを超え２５，０００	１，１８３，０００円
	５０，０００平方メートルを超えるもの	７３３，０００円				
適合証（都市低炭素化法第５４	３００平方メートル以内のもの	１１，０００円				

		平方メートル以内のもの		エネ法施行規則第13条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	条第1項第2号イ(2)及びロ(2)（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあつては、同号ロ(2)の基準をいう。以下同じ。）に適合させる場合	200平方メートルを超えるもの	21,000円
		25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1,290,000円		仕様・計算併用法（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準により算出する方法をいう。）により評価する方法をいう。以下同じ。）により評価する場合	200平方メートル以内のもの	41,000円
		50,000平方メートルを超えるもの	1,497,000円		他の建築物（省エネ法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（省エネ法第29条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下同じ。）に係る同条第3項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）である場合		5,300円
(4) 都市低炭素化法第54条第2項（都市低炭素化法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出を行う場合に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	前3号の区分に応じこれらの号に規定する額に、別表第1第1号アに規定する額を加算した額						

別表第3の備考第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「、当該各号」を「、それぞれ次」に改め、同表の備考第2項を次のように改める。

2 構造計算適合性判定を要する建築物における第4号に規定する手数料の額は、第1号から第3号までの区分に応じこれらの号に規定する額に、別表第1第2号に規定する額を加算した額とする。この場合において、同号中「前号」とあるのは、「前号ア」とする。

別表第3の備考に次の1項を加える。

3 第4号の低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査において、当該申請に係る計画に、エレベーター又はエスカレーターに係る部分が含まれている場合の手数料は、同号に掲げる額にエレベーター又はエスカレーター1基につき23,000円（認定を受けたエレベーター又はエスカレーターの計画を変更してエレベーター又はエスカレーターを設置する場合は、1基につき16,000円）を加えた額とする。

別表第4の備考以外の部分を次のように改める。

別表第4（第2条関係）

事務		手数料の額（1件につき）	
(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は省	建築物のアからエまでの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該アからエまでの表に定める額を合算した額		
	ア 一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計		
	省エネ仕様基準（基準省令第1	200平方メートル以内のもの	20,000円

イ 共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	全ての住戸を省エネ仕様基準に適合させる場合（共用部分に係る審査を要しない場合に限る。）	300平方メートル以内のもの	37,000円
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	65,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	118,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	178,000円